

水産政策審議会委員の公募について

水産庁は、本年 7 月（予定）に任命される「水産政策審議会」の委員を広く一般より公募します。

1. 応募資格

委員に応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 水産行政に関心のある方
- (2) 平日に開催される会議（年 5 ～ 8 回程度）に確実に出席できる方
- (3) 平成 23 年 7 月 13 日現在で、満 20 歳以上 68 歳未満の方
- (4) 日本国籍を有する方

ただし、国の行政機関職員及びその出身者、地方公共団体又は地方議会の代表等は、原則として委員になることはできません。

2. 募集人員

3 名程度

3. 応募方法

応募される方は、以下のテーマについて意見・提言を 1,200 字以内にまとめ、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号を記入の上、写真を貼付した履歴書を添付して、下記の宛先に提出してください。

テーマ 「これからの水産政策のあり方について」

（現行基本計画、平成 21 年度水産白書等を参考に、お考えを述べてください）

なお、上記テーマの参考としている、「水産基本計画」「平成 21 年度水産白書」については、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/index.html> を参照してください。

4. 募集期間

平成 23 年 4 月 11 日（月曜日）～平成 23 年 5 月 10 日（火曜日）（当日消印有効）

5. 選考方法

意見・提言の内容を勘案して選考し、農林水産大臣が任命します。
応募された方には、6月上旬頃に、選考の結果を通知します。

「水産政策審議会」とは

水産政策審議会は、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき、水産基本計画の策定、水産白書の作成、水産資源の持続的管理に関する施策、漁港及び漁場の整備に関する施策など水産に関する施策全般について調査審議するために設置された農林水産大臣等の諮問機関です。

なお、委員の任期は、任命の日から2年（平成23年7月の任命を予定）となっており、委員に任命された方には規定により、委員手当、旅費等が支給されます。

6. 提出及び問い合わせは下記まで

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政課 水産政策審議会委員募集担当

電話：03-3502-8397

FAX：03-3502-8220

お問い合わせ先

漁政部漁政課

担当者：総括班：池田、遠藤

代表：03-3502-8111（内線6508）

ダイヤルイン：03-3502-8397

FAX：03-3502-8220

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>